

公益社団法人群馬県薬剤師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人群馬県薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会（以下「日薬」という。）及び本会が承認した群馬県内の薬剤師会（以下「地域薬剤師会」という。）並びに職域等を同じくする群馬県内の薬剤師会（以下「職域等薬剤師会」という。）との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学・医療の進歩発展を図ることにより、群馬県民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬剤師の職能の向上に関する事業及び公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (3) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (4) 優良医薬品の普及及び医薬品流通の適正化に関する事業
- (5) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (6) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (7) 学校等における環境衛生及び薬事衛生などの活動等に関する事業
- (8) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (9) 日薬との連携、協力及び支援に関する事業
- (10) 地域薬剤師会との連携、協力及び支援に関する事業
- (11) 職域等薬剤師会との連携、協力及び支援に関する事業
- (12) 会員を対象とした共益に関する事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、群馬県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正 会 員 群馬県に在住又は在職する薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同

して入会した者

(2) 賛助会員 群馬県内において薬剤師を管理者として薬事に関する業務を営む薬剤師以外の者（法人にあってはその代表者）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者

(3) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として、理事会の推薦により、総会の承認を受けた者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の正会員として入会しようとする者は、会員規程の定めるところにより、会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員は、本会への入会と同時に日薬の会員となることを原則とする。

3 正会員は、地域薬剤師会又は職域等薬剤師会の会員である者とする。

（賛助会員の入会）

第7条 賛助会員の入会手続は、前条第1項に準じる。

（正会員の権利）

第8条 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）

(5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の義務）

第9条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生じる費用に充てるため、所定の会費、入会金及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

5 前2項の会費等について、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充てるものとする。

（任意退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、会員規程の定めるところにより、会長に退会届を提出しなければならない。

（除名等）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名す

ることができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

(1) この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。

(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(3) 第9条に規定する会費等の納入を怠り、納入の催告を受けた後1年を経ても支払わなかったとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員が同意したとき。

2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 理事会が付議した事項

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席正会員の中から会長が指名する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、前条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

第 2 2 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3 0 名以上 4 5 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、2 名以上 4 名以内を副会長、1 名を専務理事、5 名以上 7 名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 2 3 条 理事及び監事の選任は、総会の決議によって行う。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者の理事の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 2 4 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があつたとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め定めた順位により、その業務の執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を処理する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の担当業務を分担処理する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 5 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 2 6 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会長、副会長、専務理事及び常務理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。この場合の支給の基準については総会の決議により別に定める。

(顧問及び相談役)

第29条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は、理事会その他の会議に出席し、本会の重要事項について随時意見を述べることができる。
- 4 相談役は、会長の諮問に応じ、本会の運営に関し意見を述べるすることができる。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、理事会の定めによりその職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、顧問のうち、法律等の知見を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。その報酬の支給基準は理事会で定める。

(責任の免除)

第30条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が予め定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、出席理事の中から会長が指名する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(常務理事会)

第37条 本会に常務理事会を置き、次の職務を行う。

(1) 理事会に付議すべき事項及び報告すべき事項の検討

(2) 本会の運営に関し必要な事項で、理事会が付託した法人法第90条第4項に定める事項以外の事項

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、議長は会長がこれに当たる。

3 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。

第7章 協力機関

(日薬等との協力)

第38条 本会は、理事会の決議により、日薬及び第3条に定める地域薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 本会は、日薬及び地域薬剤師会との連携協力により、本会の事業を推進することができる。

3 日薬及び地域薬剤師会との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職域等薬剤師会との協力)

第39条 本会は、理事会の決議により、第3条に定める職域等薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 職域等薬剤師会は、理事会の諮問に応えるとともに、会長から委嘱された事項について調査し、その内容を報告する。

3 職域等薬剤師会との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地域薬剤師会及び職域等薬剤師会への委託)

第40条 会長は、理事会の決議により、会費の徴収及び本会からの調査依頼事項等を地域薬剤師会及び職域等薬剤師会に委託することができる。

第8章 委員会等

(委員会)

第41条 本会の会務を円滑に運営するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

4 委員会の任務、構成、運営及び見直しに関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員長の選出)

第42条 委員の互選により委員長及びその他の役員を選ぶことができる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 委員長は、調査等の結果を会長に報告しなければならない。

4 委員長は、会長の命により理事会等に出席して、委員会の調査等の結果を説明することができる。

(下部組織)

第43条 委員会の下部組織として、調査研究又は計画立案のための作業部会を組織することができる。

第9章 資産及び会計

(財産の種別)

第44条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第45条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第46条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 本会が、重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ総会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 会長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出するものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 通常総会においては、前項第1号及び第2号の書類はその内容を報告し、前項第3号から第6号までの書類は、承認を受けなければならない。

3 会長は、第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則等)

第52条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第50条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局の設置)

第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員の任免は、理事会の承認を経て会長が行う。
- 4 前項以外の職員の任免は、会長が行う。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 主たる事務所には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 正会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

第13章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長、副会長、専務理事及び常務理事の氏名は次のとおりとする。
会長
鈴木 實
副会長
島田 光明、武智 洋一郎、辻 正之助、山賀 章一
専務理事

船田 一夫

常務理事

田尻 耕太郎、天田 彰義、高橋 良徳、小林 正実、原 文子

- 3 整備法第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本会の設立の登記の日における正会員は、第6条第1項の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日において効力を有した本会の定款に基づく正会員であった者とする。

附 則

この規程は平成24年4月 1日から施行する。

この規程は平成25年4月 1日から施行する。

この規程は平成28年6月18日から施行する。

この規程は平成30年6月17日から施行する。

この規程は令和5年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、認定法第4条の認定を受けた日から施行する。